

# 細菌戦裁判の報告

2000年3月

## 【目次】

### 第一部 裁判報告

|                                         |      |
|-----------------------------------------|------|
| 1 「細菌戦裁判の概要と細菌戦犯罪糾明にむけた諸課題」             | 1 頁  |
| 2 731部隊細菌戦裁判の経過に関する年譜                   | 7 頁  |
| 3 中国細菌戦被害地の地図（中国側資料）                    | 9 頁  |
| 4 第2次細菌戦裁判の提訴時（1999年12月9日）の来日した原告       | 10 頁 |
| 5 第2次細菌戦裁判の被害地と原告（湖南省常德市の場合）            | 11 頁 |
| 6 「Concealment of Germ Warfare」（細菌戦の隠蔽） | 12 頁 |
| 7 「松山村＝崇山村」（参謀本部陸地測量部の義烏市の地図・1938年発行）   | 15 頁 |
| 8 中文（「細菌戦裁判の概要と細菌戦犯罪糾明にむけた諸課題」の骨子）      | 16 頁 |

### 第2部 資料

（英語）

|                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| 1 土屋公献弁護士・細菌戦弁護団長のアピール（2000.3） | *黄色の別刷り参照 |
| 2 土屋公献弁護団長のアピール（1999.12.10）    | 1 頁       |

（中国語）

|                         |      |
|-------------------------|------|
| 3 原告意見陳述（9名の原告）         | 5 頁  |
| 4 篠塚良雄氏の「殺人工場としての731部隊」 | 38 頁 |

（日本語）

|                         |          |      |
|-------------------------|----------|------|
| 5 「細菌戦は国際法違反の戦争犯罪である」   | 土屋公献弁護団長 | 42 頁 |
| 6 「東京・国際市民フォーラムの開催によせて」 | 土屋公献弁護団長 | 43 頁 |
| 7 原告意見陳述（9名の原告）         |          | 45 頁 |
| 8 篠塚良雄氏の「殺人工場としての731部隊」 |          | 71 頁 |
| 9 南京防疫給水部隊第1課長近喰秀大関係資料  | 解説：奈須康雄  | 75 頁 |

## 【連絡先】

〒105-0003 東京都港区西新橋2丁目3番8号 藤井ビル3階  
東京日比谷法律事務所  
電話 03-3501-5558 / FAX 03-3501-5565  
E-mail: ichinose@pp.ij4u.or.jp  
弁護士 一 瀬 敬 一 郎

## 細菌戦裁判の概要と細菌戦犯罪究明にむけた諸課題について

2000年3月

731部隊細菌戦国家賠償請求訴訟弁護団

事務局長 弁護士 一瀬 敬一郎

### 一、細菌戦裁判の概要

#### 1、裁判の概要

提訴の時期は、1997年8月11日。原告は、中国人の細菌戦被害者108名。  
被告は日本国。

本件の細菌戦被害地は、浙江省5ヶ所（衢州市、寧波市、義烏市、崇山村、江山市）  
と湖南省1ヶ所（常德市）の計6ヶ所。

原告の請求内容は、日本政府の原告らに対する謝罪と各原告に1000万円の賠償。

#### 2、被告による本件不法行為の3つの類型

(A)「戦時中に、被告が中国で細菌戦を実行し、その結果中国人民を殺傷したこと」

(B)「敗戦時及び戦後、被告が、戦争中に日本が行った細菌戦の事実を徹底的に隠蔽し、その結果被害者の被告に対する様々な請求を著しく困難にし更に一層の精神的苦痛を強いた行為」

(C)「戦後に日本が細菌戦を行った事実が明らかになった以降も、被告が被害者の損害を填補する立法を懈怠し、その結果被害者の精神的な苦痛を増強させた行為」

#### 3、原告の「謝罪・賠償」に関する請求権の法的根拠

(A)の根拠は、①ハーグ条約第3条、②中国民法、③日本民法、④条理。

(B)及び(C)の根拠は、それぞれ国家賠償法第1条。

#### 4、裁判の経過（別紙参照）

1998年に6回（2、5、7、10、11、12の各月）

1999年に6回（2、3、6、8、10、12の各月）

2000年は3月に13回目（近く、5月、6月に予定されている）

#### 5、原告側の訴訟行為

①原告9名の意見陳述の実現

②原告らの主張する本件不法行為（A）の補充及び同（B）（C）の追加

③原告らの「謝罪・賠償」に関する請求権の法的根拠の補充・追加

④井本熊男（中佐・元陸軍参謀本部）氏は、細菌戦の作戦に参謀本部作戦課員として関与し、作成した業務日誌には細菌戦の経過・内容が記述してある。

そこで、井本業務日誌に関する文書提出命令の申立を行った

⑤井本熊男の証言を求める証拠保全の申立

⑥原告代表の王選氏が原告団の意見の申し入れ

⑦被告の主張への反論

⑧14名の細菌戦の事実関係に関する証人申請

#### 6、被告側の主張

①答弁で請求棄却を主張

②細菌戦の事実関係について一切認否を拒否

③ハーグ条約第3条については被害者個人には賠償請求権を否定

④戦前の「国家無答責」の法理を主張して、被告日本国の不法行為責任を否定

#### 7、証拠調べ

昨年12月の第12回裁判で、細菌戦の事実関係に関する者のみ14名の証人を証拠申請した。

その証人の中には、元731部隊に属し、細菌の大量培養に従事した元隊員や細菌戦実行部隊の航空班に所属していた元隊員も含まれている。その他の証人として、疫病の流行と細菌戦との因果関係を立証する細菌学者や、731部隊などの細菌戦部隊が中国各地で細菌戦を行った事実を証明する歴史学者（慶応大学の松村高夫教授、中央大学の吉見義明教授）などが含まれている。また、中国の研究者4名とアメリカの研究者も1名も含まれている。

### 二、第二次裁判の提訴

1、1997年の提訴後、中国国内で、細菌戦の被害がテレビや新聞で報道された。その影響で、中国各地で細菌戦被害を発掘し調査する動きが起こり、全国から細菌戦被害に関する新たな情報が集まるようになった。その結果、細菌戦による被害が、犠牲者の数でも従来の予測をはるかに超える規模であり、また被害地も、従来知られていた以上に広範な範囲にわたることが明らかになってきた。

2、このような動きの中から、第二次裁判を起こす動きが始まり、昨年12月、浙江省と湖南省の計72名の細菌戦被害者が、新たに被告日本国を相手に、裁判を起こした。

この裁判では、同じ浙江省でも、東陽市や塔下洲村など新たな被害地からの原告が参加している。また湖南省でも、常德市の市街地周辺の新たな被害地が

第二次裁判は、本年5月22日に第1回裁判が開かれ、6月19日に原告が来日して法廷で意見陳述を行う予定である。

### 三、弁護団の細菌戦事実の調査活動

#### 1、731部隊員の聞き取り

弁護団は、731部隊員からの聞き取りは重視して行ってきた。例えば、元少年隊員の篠塚良夫氏（76歳）。彼は、敗戦後は中国で人民解放軍に参加していたが、52年に731部隊員だったことで逮捕され、撫順戦犯管理所で拘禁。現在は中国帰還者連絡会の会員である。篠塚氏は、ハルビン市平房にあった731部隊本部で、ペスト菌の培養や細菌兵器に用いる蚤の繁殖を行っていた（詳しくは、晩聲社『細菌戦部隊』を参照）。

731部隊の第2部の航空班は、ペスト感染ノミなどの細菌兵器を空中から散布する部隊だった。弁護団は、航空班所属の元隊員にも聞き取りを行った。その一人が松本正一氏である（79歳）。彼は、1940年には、浙江省で行われた細菌作戦のために、南京の1644部隊に立ち寄ってから、杭州市の飛行場を前線基地として作戦に関与。1941年には南京1644部隊に派遣され、そこから江西省の南昌の飛行場を前線基地として使用し細菌作戦に関与した。

## 2、731部隊本部（細菌戦兵器工場）の調査

細菌戦部隊の中核施設は、731部隊の本部である。その中枢施設は黒竜江省ハルビン市郊外の平房にあった。平房には、現在でも、多くの細菌兵器製造に関する遺跡が残っている。弁護団は、1998年8月、731部隊本部跡の計測・写真撮影を含む現地調査を行った。この現地調査には、元731部隊員の篠塚・松本両氏にも参加していただき、現場で詳細な供述を得た。これらの調査結果は、「731部隊本部現地調査報告書」として報告書にまとめ、証拠化した。

## 3、参謀本部作戦課員の聞き取り

敗戦直前の参謀本部作戦課員の朝枝繁春氏（85歳）に、弁護団は、数回会って聞き取りをした。彼は、石井四郎に命令して731部隊施設の破壊と生体実験に使うために拘禁していた収容者（いわゆるマルタ）の全員殺害を指示した人物で、細菌戦の事実を最初に隠蔽した張本人である。

もう一人の参謀本部作戦課員・井本熊男氏（96歳）については、弁護団は、1998年7月に東京世田谷区の自宅に井本氏を訪ねて面談した。周知の通り、井本氏は、自分がつけていた作戦日誌で有名である。この井本日誌の中には、1939年のノモンハン事件の時から、40年、41年、42年と、参謀本部作戦課員として石井部隊と細菌作戦に関する作戦企画から、準備・実行・戦果確認という一連の経緯が記載されている。井本氏は、自分が出した『作戦日誌で綴るしな事変』や『作戦日誌で綴る大東亜戦争』では、巧みに細菌戦に関しては記述を省いていた。そういうやり方で細菌戦の隠蔽に手を貸していたわけである。弁護団は、井本氏に対して、井本日誌の裁判所への提出要請を行ったが、その後、同氏は弁護士を代理人として自分の日誌の提供を拒むに至っている。

## 四、故井本熊男氏（2000年2月3日、96歳で死去）をめぐる

### 1、井本熊男氏の細菌戦への関与

弁護団は、井本熊男氏について証拠保全（証人調べ）を申立て、さらに、昨年12月、証人として取り調べを請求していた（ただし、同氏の死去で不可能になった）。

陸軍参謀本部作戦課に所属していた井本氏の細菌戦への関与については、すでに1993年以降、吉見義明教授が、『井本日誌』に関する研究で明らかにされている。

さらに、『沈黙のファイル』（共同通信社）所収の井本氏に対するインタビューの中でも、井本氏は、陸軍参謀としての細菌戦への関与を認める発言をしていた。

実は、本件細菌戦裁判の中でも、井本氏は、弁護士を代理人にたて、原告申立の文書提出命令に対する意見書を出してきたが、その中で、同氏は、次のように主張し、細菌戦への関与を認めていた。

曰く、

「井本が参謀本部における細菌戦にいささか関わりをもったことは否定しない」

「石井部隊の石井大佐、増田中佐らは細菌戦に関する情報、作戦、準備、予算獲得のため、参謀本部、陸軍省などへの多岐にわたる接渉を行う必要から、その連絡先の一つであった作戦課長のところに報告、連絡などを行った」

「昭和14年初め頃、井本にその連絡・報告の役になることを言いつけた」

「井本の仕事は、石井大佐ら訪問の際に、その話を聞いてその結果を作戦課長に報告すること」

「参謀本部作戦課における石井大佐らからの連絡受付窓口」などと述べている。

このように井本氏は、自分が石井部隊に細菌戦の作戦命令を出していたことを認めている。井本氏は、さらに同じ文書の中で、やや得意げに「そもそも陸軍中央と731部隊との連絡先は、一つではなかった」とか、「参謀本部でも井本以外にもルートがあった」と述べている。しかし、井本氏は「井本以外のルート」とは、誰のことなのかを含め、速やかに細菌戦に関する全貌を当然にも明らかにすべきだった。

## 2、裁判所は井本日誌に対し文書提出命令を出すべきである

井本日誌は、ある段階からは防衛庁防衛研究所戦史部で、研究者や一般市民にも公開されてきた。ところが、1993年に吉見義明教授らが、井本日誌の中に細菌戦に関する記述があることを発見し、論文として発表してから、間もなく非公開扱いにされてしまった。本件細菌戦裁判の中で、井本氏の代理人は、井本日誌は個人が所有する私文書であり、防衛庁は井本氏から「寄託」を受けているだけだと主張している。また井本日誌を非公開にしたのは、閲覧した吉見義明教授らが、出版掲載の許可を受けないで、論文を発表したためであると言っている。

しかし、もともと井本日誌は、参謀本部作戦課に所属していた井本熊男が、軍務として作成した業務日誌であり、決して私的な文書ではない。

少なくとも井本日誌は、井本日誌各巻表紙の「経歴表」に、「昭和34年9月本人より戦史室に寄贈されたものである」と記載されていることから明らかなおと、すでに国の所有になっている。現実には、井本日誌は、すでに40年間にわたって、防衛庁が保管し、防衛庁防衛研修所戦史室著『戦史叢書』の編集など戦史研究のために利用されている。

要するに、一方で井本氏は、被告国の立場を代弁し、他方で国は井本氏の意向を装って、731部隊の細菌戦の事実を隠蔽するために、井本日誌を非公開にし、細菌戦裁判への提出を拒んでいるのである。

弁護団は、当初、証拠保全（日誌の検証）を申立て、その後、文書提出命令を申立て中である。井本氏が死去した現在、弁護団は、裁判所に対して、速やかに井本日誌に対する提出命令を出すべきことを、さらに強く要求していく考えである。

## 五、国会での細菌戦に関する政府の責任追求

細菌戦裁判の提訴後、国会で731部隊の細菌戦がとりあげられた。1997年12月に参議院決算委員会で1回、98年4月には参議院総務委員会で2回、いずれも栗原君子議員が質問を行った。

97年12月には、原告108名の細菌戦裁判の提訴も紹介し、日本政府は、中国に対する細菌戦の事実を認めて、中国の被害者に謝罪すべきではないかと、政府の見解を質した。橋本首相は、95年村山首相談話を紹介して、戦争被害に対する日本国家としての謝罪は終わっているという居直りの答弁を行った。

98年4月の国会質問では、97年8月の家永教科書裁判最高裁判決が731部隊が数千人の中国人などを人体実験の材料にして犠牲にした事実や井本日誌の内容を紹介し

た上で、「日本政府には、731部隊などの細菌戦部隊が中国で行った細菌戦の事実について、事実を調査すべき義務がある」「井本日誌に書かれていることを認めるか」と政府の見解を問い質した。

ところが村岡官房長官らは、決定的な証拠である井本日誌と生き証人である井本氏自身の存在を無視して、「政府保存の文書中には、731部隊の活動状況を示す資料はない」「政府として731部隊の具体的な活動内容を断定することは困難」などと不誠実な答弁に終始し、政府が、あくまで細菌戦の事実を隠蔽しようとしている事実を露呈させた。

とくに3回目の質問の中で、栗原議員は、「井本日誌の記載から、細菌戦が大陸命や大陸指に基づいて、つまり天皇の命令で行われていることは明らかであった」「細菌戦は天皇を頂点とする日本陸軍中央が主導し実施したものであると思いますが、政府の見解はいかかがか」と追及し、政府は「認定する立場にない」と逃げ出す有様だった。

#### 六、第3次以降の細菌戦裁判は？

昨年（1999年）12月、弁護団は、78人の中国人細菌戦被害者を原告に、第2次の細菌戦裁判を起こした。

さらに、浙江省の金華・麗水、江西省の玉山・広豊、雲南省の保山などの細菌戦被害者が、第3次、第4次の細菌戦裁判を、日本を相手に起こしたいと希望している。

したがって、近い将来、第3次細菌戦裁判、第4次細菌戦裁判が、提訴されることは必至である。

#### 七、細菌戦被害の立証の課題

細菌戦は秘密裏に行われる。その結果、発生した疫病が、確実に細菌戦によるものかどうかの証明は著しく困難であり、当然因果関係の特定は、慎重に行われなければならない。因果関係の特定に不可欠な分析方法は、医学的な考察である。疫病の流行は、当該細菌の特性を、その流行が発生している具体的な社会的な環境の影響を十分に考慮しながら、分析する必要がある。

その他、様々な歴史的な資史料や被害者の聞き取り作業で得た供述も、その証拠の由来を確かめながら、厳密な手法を駆使して考察するべきである。

#### 八、現在も細菌戦の事実を隠蔽する日本の責任

政府は、今も、細菌戦を行った事実を認めていない。たしかに半世紀を超える歴史の中で、細菌戦の事実は、事実上、暴露されている。しかし、政府が決して細菌戦の事実を認めないという一点で、やはり細菌戦は隠蔽され続けているのである。

日本政府は、なぜ細菌戦について「隠蔽の構造」を維持しなければならないのか？

その理由は、細菌戦が、その実行を目的とした特殊部隊（細菌戦部隊）の存在を必要とする組織的な犯罪であって、細菌戦が命令系統で大陸命（天皇の陸軍参謀総長への命令）に基づいているために、天皇の戦争責任問題に直結しやすいためであろう。また、もちろん周知のようなアメリカが取った免責・隠蔽の政策との関係、つまり米国の利害を損なう危険があるためであろう。

しかし、最大の理由は、細菌戦が、戦争犯罪の極地とも言うべき非人道的で、際だった残虐性を持っているゆえであろう。何よりも、政府にとって、細菌戦を暴露されることは、統治の危機を招来するという為政者としての深刻な危機感が根底にあると考えられる。

民衆は、細菌戦を公然と実行することを、決して支持しない。したがって細菌戦を暴露されたり、認めたりすることは、政治的な幻想を崩壊させかねず、支配者にとっては危機を意味する。

現在も政府が頑として続けている細菌戦の隠蔽を、民衆の側が暴き、細菌戦に関する「隠蔽の構造」を白日の下に曝すことは、現時点の政府と民衆との緊迫した力勝負を意味するのである。

困難な闘いに立ち上がった中国の細菌戦被害者と連帯し、私たち自身の手で、政府による「細菌戦犯罪と半世紀を超える隠蔽」の責任を追及しよう！！ (以上)

一瀬敬一郎 (いちのせ・けいいちろう)

弁護士。731部隊細菌戦国家賠償請求訴訟弁護団事務局長。

三里塚芝山連合空港反対同盟顧問弁護団、動労千葉顧問弁護団。

編著『裁かれる成田空港』(社会評論社)、『成田治安法・いま憲法が危ない』(社会評論社)、共著『刑事弁護の技術』(第一法規)

## 7 3 1 部隊細菌戦裁判の経過に関する年譜

### 提 訴 前

- 1989.7 東京都新宿区の旧陸軍軍医学校跡地から「人骨」発見される
- 1993.7 日本の市民グループが、日本各地で「7 3 1 部隊展」を開催。今日まで続く
- 8 防衛庁保管の旧陸軍参謀本部員井本熊雄作成の業務日誌の中に細菌戦の作戦に関する記述があることが発見され、吉見義明教授らが発表
- 1994.10 浙江省義烏市の崇山村民が、旧日本軍による細菌戦被害に対する謝罪と賠償を求める連合訴状を、北京の日本大使館に提出した
- 1995.8 黒竜江省のハルビン市で、「国際7 3 1 部隊シンポジウム」開催。同シンポジウムに参加した日本の市民グループが、直前に訪ねた崇山村で、「連合訴状」を入手し、シンポジウムで紹介される
- 12 日本の市民グループの細菌戦被害調査団が、崇山村の細菌戦被害を調査
- 1996.3 崇山村被害調査
  - 7～8 江西省の広豊、玉山、浙江省の江山、衢州、金華、義烏、崇山村被害調査
  - 10 浙江省寧波被害調査
  - 11 湖南省常德、浙江省崇山村、江山、衢州被害調査
  - 12 浙江省崇山村、寧波、湖南省常德被害調査
- 1997.2～3 浙江省江山、義烏被害調査
  - 3～4 浙江省義烏、寧波、湖南省常德被害調査
  - 5 湖南省常德、浙江省寧波、義烏、崇山村調査

### 提 訴 以 降

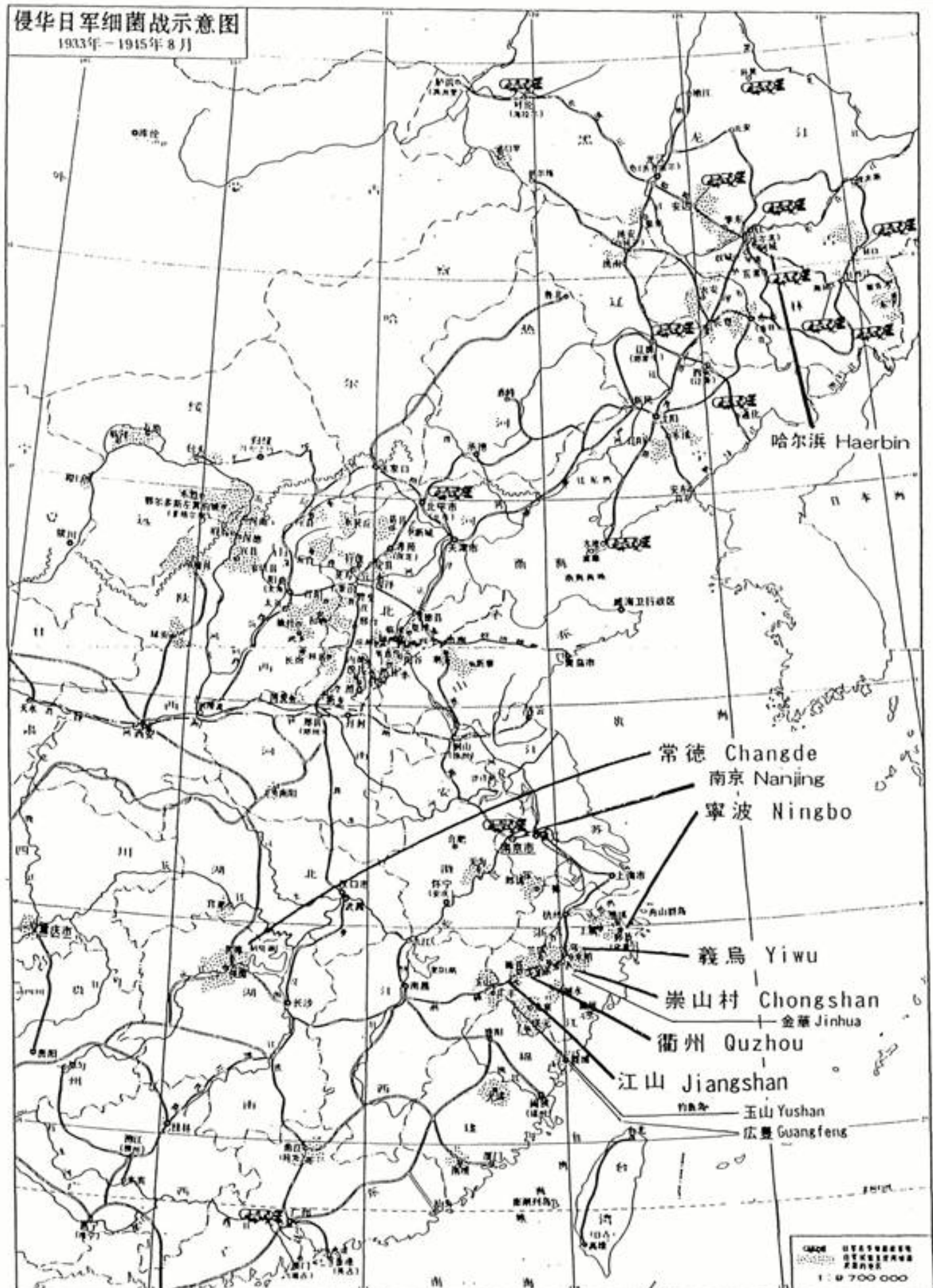
- 1997.8.11 東京地裁に提訴
  - 11 弁護団、浙江省寧波、崇山村、義烏、江山、衢州を訪問
  - 12 浙江省麗水被害調査
- 1998.2.16 第1回裁判 弁護団、原告意見陳述
  - 国側答弁書提出
  - 3 弁護団、湖南省常德被害調査
  - 4.15 国側意見書提出
  - 5.25 第2回裁判 原告意見陳述、準備書面（一）提出（ハーグ条約に対する被告答弁へ反論）、細菌戦を証する井本日誌と作成者の井本熊男本人につき証拠保全申立
    - 国側準備書面（一）提出
  - 6～7 弁護団、北米5都市（トロント、バンクーバー、ニューヨーク、ワシントン、サンフランシスコ）で開かれた731部隊展に参加
  - 7.10 国側上申書（請求原因事実を認否する必要性を認めない）提出
  - 7.13 第3回裁判 原告意見陳述、準備書面（二）、同（三）提出（被害論を展開）、意見書提出

国側準備書面（二）提出

- 8 弁護団、国際テレビ会議（東京－ロスアンゼルスを結んで）に参加
- 8 弁護団、ハルビン・731部隊跡調査、湖南省常德被害調査
- 8.28 井本熊男、証拠保全の申立に対する意見書提出
- 10 浙江省衢州、湖南省常德で細菌戦被害者追悼会開催
- 10.12 第4回裁判 準備書面（四）提出（被告主張への反論）、証拠保全申立の理由補充書、文書提出命令申立（井本日誌につき）、申入書（原告王選）提出
- 11. 9 第5回裁判 文書提出命令申立補充書提出。  
裁判後、アメリカの731部隊を研究している歴史学者シェリダン・ハリス氏が、弁護士会館で講演会。
- 11 弁護団、浙江省崇山村、細菌戦被害者追悼祈念大会に参加。
- 11 弁護団と原告団の合同会議（於：浙江省杭州市）
- 12.16 井本熊男、証拠保全の申立に対する補充意見書提出
- 12.21 第6回裁判 準備書面（五）提出（隠蔽論の主張）、文書提出命令申立補充書（二）、意見書提出
- 12～1 弁護団、南京1644部隊跡を調査、浙江省麗水被害調査
- 1999.2.15 第7回裁判 準備書面（六）提出（隠蔽論の主張）、申入書（原告王選）提出  
国側、文書提出命令申立てに対する意見書提出
- 3.15 第8回裁判 準備書面（七）提出（立法不作為論の主張）、調査囑託の申立書、文書提出命令申立補充書（三）、申入書（原告王選）提出  
国側、文書提出命令申立てに対する意見書（補充）提出
- 3.21 弁護団、「中日細菌戦研究交流会」に参加（於：上海）
- 3～4 弁護団と原告団の合同会議（於：浙江省義烏市。麗水や雲南省、常德の細菌戦被害者も参加）  
弁護団、浙江省の麗水、塔下洲村、東陽、江西省の広豊、玉山、常山で、被害調査
- 6.14 第9回裁判 準備書面（八）提出（隠蔽論の主張）、求釈明書、文書提出命令申立補充書（四）、申入書（原告王選）提出  
国側、調査囑託の申立てに対する意見書提出
- 8 弁護団、湖南省常德被害調査  
弁護団、浙江省衢州、江山、義烏で被害調査
- 8.30 第10回裁判 準備書面（九）提出（条理論の主張）、申入書（原告王選）提出  
国側、文書提出命令申立てに対する意見書（三）提出
- 10.4 第11回裁判 準備書面（一〇）提出（日本民法に基づく請求について）、文書提出命令申立補充書（五）  
国側準備書面（三）、証拠説明書提出
- 12.6 第12回裁判 人証の申し出提出（細菌戦の加害・被害の事実関係に関し、証人の証拠調べを請求）  
国側準備書面（四）提出
- 12.9 「731細菌戦被害賠償請求第二次訴訟」を提訴
- 2000.3.6 第13回裁判 準備書面（一一）（隠蔽論の主張）、同（一二）（細菌戦の残虐性について）提出
- 5.22 第14回裁判
- 6.19 第15回裁判

# 侵华日军细菌战示意图

1933年-1945年8月



1999.12 第二次細菌戰裁判提訴



'99.12 第二次提訴(東京)記者会見



'99.12 第12回裁判後。  
第二次提訴原告証人集会

日本政府に謝罪と賠償を要求して  
第二次訴訟を提起した

# 湖南省常德市の 細菌戦被害者の皆さん

(1998年8月の被害聞き取り風景)



【Zhoujiadian (周家店) 8.15】



【Hefu (河伏) 8.17】



【Hangongdu (韓公渡) 8.17】



【Ludishan (芦荻山) 8.17】



【Xujiqiao (許家橋) 8.17】



【Niejiqiao (聶家橋) 8.16】



【Shimenqiao (石門橋) 8.16】



出典・中国抗日战争史地図集

## Concealment of the Germ Warfare

*Japanese Attorneys representing Victims of Germ-Warfare*  
Secretary General of Attorneys-at-Law Keiichiro ICHINOSE

### **1. The new national crime as concealment of the germ warfare**

The germ warfare was done by Japan as a national policy. Many people in cities and farming villages of China were slaughtered or injured by the germ warfare. But those victims have not been compensated and apologized yet, and have been excluded from all relief. In other words, Japanese government have concealed all the fact of the germ warfare as a national policy, and disturbed a relief for the victims. This can be said as a different national crime, too.

### **2. The germ warfare as secret tactics**

It is difficult to specify an assailant in the germ warfare because an infection disease break out suddenly and it is hard to investigate the route of infection. Thus germ warfare in itself is very likely to be concealed. Moreover the Japanese Army kept this operation a strict secret. The germ warfare unit such as Unit 731 or Unit 1644 had been given the name of "BOUEKI KYUUSUI". ("BOUEKI" means taking measures to an epidemic in a battlefield and "KYUUSUI" means securing the drinking water.) And only executives of army and member of those unit knew the fact that they were actually the germ warfare unit in fact.

### **3. A concealment by Japanese government just before defeat**

On August 9, 1945 before dawn, the army of the Soviet Union went down frontier between the Soviet Union and Man Zhou State to the south, and participated the war. Then Japanese Army ordered Shigeharu Asaeda, a staff officer of the headquarters of Unit 731 to destroy the evidence of the study and practice about the germ warfare completely. Unit 731 burned up the documentary evidence, destroyed installations where they had studied and produced bacteria, and ruined prisons, etc. At that time about 400 prisoners called "maruta (logs)" were accommodated in prisons and they were all killed by poison gas.

And When Unit 731 withdrew the troops, Shiro Ishii, the leader of the unit, ordered all member of the unit that they had to keep the fact that they belonged to Unit 731 to be secret, and that not to engage in public services.

### **4. A concealment by Japan and America after war**

After World War II when the Allied Powers opened the Tokyo Trial in 1946, the report on Japanese germ warfare were made and submitted to Keenan, a superintendent public prosecutor, but it was only once that the report was mentioned

in the court. And international public prosecutor bureau had gained a deposition of ex-member of Unit 1644 and had the key of the germ warfare, but they didn't submit to the Tokyo Trial. This is because Japan and America concealed the existence of germ warfare so that the germ warfare which was clearly inhuman would not be accused by the court.

America began to investigate the activity of Japanese germ warfare unit on September, 1945. At that time because Japanese government or ex-executives of army demanded that executives of germ warfare unit like Shiro Ishii will be immunized from war crime.

On January, 1947 the Soviet Union suggested to inquire three executives of Unit 731 about the experiment on human body and the germ warfare. But America didn't agree with this demand and sent specialists of bacteria to continue the investigation to Japan. Due to this research, America gained various data on the experiment on human body that had possessed by Unit 731, and knew that the unit used bacteriological weapon twelve times against Chinese citizens and soldiers and that the plague was effective as bacteriological weapon.

But these result of investigations were concealed as top-secret, which means Japanese government concealed their national crime.

On December 1949 in Khabarovsk, the Soviet Union tried to question twelve Japanese captives who had engaged in the preparation and use of bacteriological weapon. The trial record of Khabarovsk court revealed many facts about the germ warfare and published in Japan in 1950. But America ignored this court and interrupted those facts of germ warfare are revealed. Japanese government followed this American policy.

##### **5. A concealment by Japanese government in 1980's**

In 1981 John.W.Powell.Jr, an American journalist, published "A Hidden Chapter in History" revealing America gave immunity from war crime to some Japanese soldiers in return for acquisition of 'result' from experimentation of human body. And "The Devil's Gluttony" (written by Seiichi Morimura), "The Germ Warfare Unit That Disappeared" (written by Keiichi Taneishi), which published in 1981, revealed fundamental fact about activities of Unit 731. On the other hand, in spite of above-mentioned facts, Saburo Ienaga was ordered to eliminate the description about Unit 731 in the high school textbook in 1983 by the textbook censoring system because as the judges say, the time was not yet ripe for it.

On September 1, 1986 public hearing was held in a subcommittee of the House of Representatives about compensation for ex-soldier. In the hearing Hacher, the general manager of record administration in the Department of Defense, testified that data on Unit 731 had returned to Japan in the latter half of 1950's. On the other hand, Japanese government still takes a stance that she can't make sure of the existence of data, and Japanese government keep rejecting to make its existence open. Thus, we can say the Japanese government continuing to conceal some important

facts about the germ warfare.

*Developing world-wide network*

*Japanese Attorneys representing Victims of Germ-Warfare*  
Secretary General of Attorneys-at-Law Keiichiro ICHINOSE

We are Japanese attorneys-at-law representing the Chinese Victims of Germ Warfare Lawsuit, demanding Apology and Compensation against the Japanese Government. We filed the suit against the Government on August 11, 1997 on behalf of the Chinese germwarfare victims. The plaintiffs are from 6 different regions in China, namely, Quzhou, Ningbo, Changde, Jianshan Chongshan and Yiwu.

Our goal is to reveal the facts and details of the germ-warfare conducted by the Japanese Army. Furthermore, we demand the Japanese Government to admit and take responsibility for the victims. The hope of victims will be realized by an apology and financial compensation from the Japanese Government. Therefore, we would like the Japanese Government to show a formal apology to the victims of germ-warfare in China and financially compensate them for her action.

Also, in order to stop taking place similar kind of evil undertakings and to abolish bio-bacteriological weapons from the earth, we will make it clear that the germ warfare of the Japanese Army against the Chinese people was a war-crime under international law and that Japanese Government is responsible both legally and morally for it.

There are some in Japan who still deny the germ warfare in China conducted by the Japanese Government. We hope that our proof will strongly counter such fundamentalistic elements of the Japanese society and that a close bond and true friendship between the Chinese and the Japanese comes into existence through the effort.

Therefore, we hope that people around the world will share their information with us. We would like to create a network which aims to abolish bio-bacteriological weapons and germ warfare as one of the most important matter in this world. It is our hope that we can strengthen our association with those interested in the same issues or involved in similar kind of projects.

1999.12.11

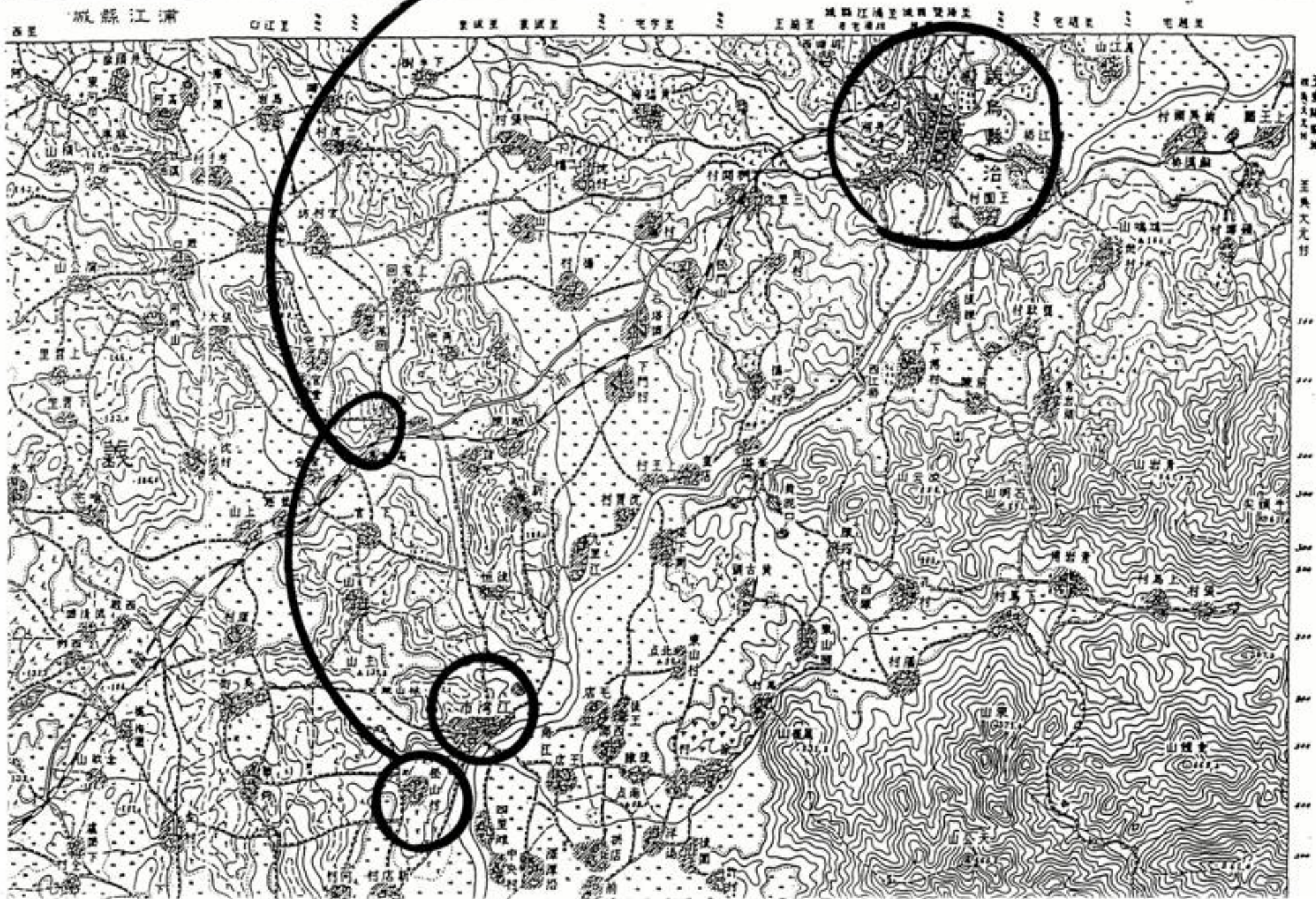
---

CONTACT / E-mail : [ichinose@pp.iij4u.or.jp](mailto:ichinose@pp.iij4u.or.jp)

# 義烏縣台

→ 松山村 = 崇山村

浙江省東陽縣金華義烏縣



秘

(昭和十三年製版(中華民國八年測圖)  
同十三年四月發行  
南支那五萬分一圖徽州五號

(陸地測量部  
參謀本部

(標高 假定新局測圖著案紙圖五十米達  
圖式 據民國三年所定之地形原圖圖式

## 细菌战审判的概要与追究细菌战罪行的诸课题

2000年3月

731部队细菌战国家赔偿请求诉讼辩护团

事务局局长 律师 一瀬 敬一郎

### 一 细菌战审判的概要

#### 1 审判的概要

起诉的日期为1997年8月11日。原告为108位中国人细菌战受害者。被告为日本国。

本件细菌战受害地域为浙江省的5个地区(衢州市、宁波市、义乌市、崇山村、江山市)以及湖南省的1个地区(常德市),共计6个地区。

原告的要求内容为:日本政府向全体原告谢罪,并且赔偿每位原告1000万日元。

#### 2 被告在本件中所犯违法行为的3个类型

(A)“被告在战争中在中国进行了细菌战,造成了杀伤中国人民的后果”

(B)“在战败及其后,被告彻底隐藏了日本在战争中进行细菌战的事实,其行为造成了受害者对被告的各种要求极其难以实现,进而更加深了受害者的精神痛苦”

(C)“战后,日本在细菌战事实得到证实以后,仍然不实施立法弥补被告给受害者带来的损害,其行为进一步加深了受害者的精神痛苦”

#### 3 关于原告要求“谢罪·赔偿”的权利的法律根据

(A)的根据为:①海牙条约第3条,②中国民法,③日本民法,④道理。

(B)及(C)的根据为:关于(B)及(C)的国家赔偿法第1条。

### 二 审判的经过

#### 1 审判的日期

1998年6次(2月、5月、7月、10月、11月、12月)

1999年6次(2月、3月、6月、8月、10月、12月)

2000年3月第13次(还预定在不久的5月、6月举行)

#### 2 原告方面的申诉情况

①9位原告陈述了意见(第1次至第3次)

②对原告们主张的本件违法行为(A)进行了补充,以及对(B)、(C)进行了追加(从第2次开始)

③对原告要求“谢罪·赔偿”的权利的法律根据进行了补充和追加(从第2次开始)

④井本熊男(中佐·原陆军参谋本部)作为参谋本部作战科员参与了细菌战作战,在其所作的业务日记中记叙了细菌战的经过和内容。

并且要求下达交出有关井本日记的文书的命令(从第4次开始)

⑤要求保全取得井本熊男的证言的证据(第2次)

⑥原告代表王选提出了原告团的意见(从第4次开始)

⑦对被告的主张进行了反驳

⑧申请14名与细菌战事实有关的证人作证(第12次)

### 3 关于听取731部队队员的证言

辩护团十分重视听取731部队队员的证言。例如,原少年队队员筱冢良夫(76岁)战败以后在中国参加了中国人民解放军,因为曾是731部队队员,于1952年被逮捕,关押在抚顺战犯管理所。现在他是中国归还者联络会的会员。筱冢在哈尔滨市平房的731部队本部从事过培养鼠疫菌和繁殖用于细菌武器的跳蚤的工作(详情请参照晚声社《细菌战部队》)。

731部队第2部航空班是负责从空中散布传染鼠疫的跳蚤等细菌武器的部队。辩护团听取了原航空班队员的证言。队员之一为松本正一(79岁)。他在1940年为了在浙江省进行细菌战,途经南京1644部队,以杭州市飞机场为前线基地参与了作战。1941年他被派往南京1644部队,并以江西省南昌飞机场为前线基地参与了细菌战。

### 4 关于调查731部队本部(细菌战武器工厂)

细菌战部队的中心设施为731部队本部。其重点设施是在黑龙江省哈尔滨市郊的平房。直到现在,平房内还残存着大量有关制造细菌武器的遗迹。辩护团于去年8月进行了现场调查,包括对731部队本部旧址进行测量和拍摄。原731部队队员筱冢和松本也参加了这次现场调查,并且在现场进行了详细的解说。这些调查结果作为证据,归纳为《731部队本部现场调查报告》。

### 5 关于听取参谋本部作战科科长员的证言

辩护团几次听取了战败前不久的参谋本部作战科科长朝枝繁春(85岁)的证言。他曾命令石井四郎破坏731部队设施,并杀害全体因用于活体实验而被监禁的囚人(即所谓原木),他是最先隐藏细菌战事实的人。

辩护团还于去年7月到东京世田谷区原参谋本部作战科科长井本熊男(96岁)的住处进行了面谈采访。众所周知,井本因其作战日记而出名。在井本的日记中记载了从1939年诺门坎事件开始,到1940、41、42年有关石井部队和细菌战的作战计划、准备、实行以及战果等全部过程。辩护团请求井本向法院提交井本日记,但是井本遭到井本的拒绝。

## 6 被告方面的主张

## 7 调查证据

### 二 关于第二次审判的起诉

### 三 辩护团关于细菌战事实的调查活动

#### 1 关于听取731部队队员的证言

辩护团十分重视听取731部队队员的证言。例如,原少年队队员筱冢良夫(76岁)战败以后在中国参加了中国人民解放军,因为曾是731部队队员,于1952年被逮捕,关押在抚顺战犯管理所。现在他是中国归还者联络会的会员。筱冢在哈尔滨市平房的731部队本部从事过培养鼠疫菌和繁殖用于细菌武器的跳蚤的工作(详情请参照晚声社《细菌战部队》)。

731部队第2部航空班是负责从空中散布传染鼠疫的跳蚤等细菌武器的部队。辩护团听取了原航空班队员的证言。队员之一为松本正一(79岁)。他在1940年为了在浙江省进行细菌战,途经南京1644部队,以杭州市飞机场为前线基地参与了作战。1941年他被派往南京1644部队,并以江西省南昌飞机场为前线基地参与了细菌战。

#### 2 关于调查731部队本部(细菌战武器工厂)

细菌战部队的中心设施为731部队本部。其重点设施是在黑龙江省哈尔滨市郊的平房。直到现在,平房内还残存着大量有关制造细菌武器的遗迹。辩护团于去年8月进行了现场调查,包括对731部队本部旧址进行测量和拍摄。原731部队队员筱冢和松本也参加了这次现场调查,并且在现场进行了详细的解说。这些调查结果作为证据,归纳为〈731部队本部现场调查报告〉。

#### 3 关于听取参谋本部作战科科员的证言

辩护团几次听取了战败前不久的参谋本部作战科科员朝枝繁春(85岁)的证言。他曾命令石井四郎破坏731部队设施,并杀害全体因用于活体实验而被监禁的囚人(即所谓原木),他是最先隐藏细菌战事实的人。

辩护团还于去年7月到东京世田谷区原参谋本部作战科科员井本

熊男(96岁)的住处进行了面谈采访。众所周知,井本因其作战日记而出名。在井本的日记中记载了从1939年诺门坎事件开始,到1940、41、42年有关石井部队和细菌战的作战计划、准备、实行以及战果等全部过程。辩护团请求井本向法院提交井本日记,但是井本遭到井本的拒绝。

#### 四 关于已故井本熊男(死于2000年2月3日,96岁)

- 1 井本熊男参与细菌战的事实
- 2 法院应下达提交井本日记的命令

#### 五 就细菌战问题在国会上追究政府的责任

#### 六 关于第三次细菌战审判以后的细菌战审判

#### 七 关于细菌战受害的证据的课题

#### 八 日本仍然隐藏细菌战事实的责任